

## 簡易入札（見積競争）公告

### 1. 簡易入札（見積競争）に付する事項

GPVデータ処理プログラムおよび運用環境の整備

### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 入札者は、以下の要件を満たすこと。（以下実績、環境、担当者情報が確認できる資料を事前に提出すること。）
  - 業務従事者は、電子海図ENCに関する知見及びライブラリ開発、並びにENC描画アプリ開発の経験を有すること。この要件を満たすことを示した資料を、競争参加資格を有することを確認する際に提出すること。
  - 業務従事者は、電子海図ENCに海図情報以外の独自データを重畳表示するアプリ開発の経験を有すること。この要件を満たすことを示した資料を、競争参加資格を有することを確認する際に提出すること。
  - 業務従事者は、クラウドを活用したデータプラットフォームの開発・運用管理の経験を有すること。この要件を満たすことを示した資料を、競争参加資格を有することを確認する際に提出すること。
  - なお、上記に記す提出資料には以下の情報も含むこと。
    - ✓ 本契約に係る業務に関わる全ての者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わない）の所属、実績（経験年数、資格等）及び国籍に関する情報

### 3. 契約条項を示す場所

〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

T E L 0422-41-3489

F A X 0422-41-3242

M a i l kani\_keiyaku@m.mpat. go. jp

### 4. 簡易入札説明会を開催の有無 無

### 5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所

説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり

### 6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付

質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、FAX、Mailのいずれの方法でも可能とする。

ただし、FAXの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。

① 担当部署 3. と同じ

② 質問の受付期間

令和7年7月24日（木）10時00分 から

令和7年7月28日（月）16時00分 まで

（持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで）

### 7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限（※必ず見積書の原紙を提出すること）

提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。

提出先：3. と同じ

提出期限：令和7年7月29日（火）12時00分 まで

なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。

### 8. 2. ⑤の実績に係る提出期限

提出期限：令和7年7月28日（月）16時00分 まで

なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。

### 9. 簡易入札保証金に関する事項

免除

10. 見積書の無効

本公告 2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。

11. その他

① 契約保証金に関する事項 免除

② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。

再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。

③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

令和 7年 7 月 23 日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 海上技術安全研究所長 平田 宏一 (公印省略)

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

## 仕 様 書

### 1. 件名および数量

GPV データ処理プログラムおよび運用環境の整備 1 式

### 2. 目的

海上技術安全研究所（海技研）では、重点研究としてデジタル基盤を活用した安全運航の監視評価手法に関する研究を実施している。昨年度、デジタル基盤となるデータプラットフォームの試作版を海技研クラウドに構築し、デジタル基盤構築に関する技術的要素の検討を行なっている。今年度は技術的要素の検討継続に加え、デジタル基盤で活用するデータの整備を行う。

本仕様の目的は、気象・海象の GPV（Grid Point Value, 格子点値）等データをプラットフォーム上で利活用するための運用環境を整備することである。そのために、ローカルに保存された GPV 等データをデコード・GeoJSON 形式に変換した上で、クラウド上の既存データプラットフォームへアップロードする処理を自動化するプログラムを開発し、併せてプラットフォーム上で安定的に活用できる環境を整備する。

### 3. 仕様

#### 3.1. GPV データ処理プログラムの開発

海技研が定時受信し、ストレージに保存している全球数値予報モデル GPV（全球域）および全球波浪数値予報モデル格子点データを処理するプログラムを開発する。本プログラムは、ストレージと接続された PC（OS：Windows 11）上で実行され、GPV 等データを入力として処理を行い、クラウド上のデータプラットフォームに常に最新の情報を自動的にアップデートするため、以下の機能を有するものとする。なお、プログラムとバッチ処理の併用も可能とする。

- ✓ GPV 等のデコード処理機能
- ✓ 監督職員が指定する要素（風・波等）を含む緯度経度ベースの GeoJSON 形式ファイル（以下、GeoJSON 気象データと呼ぶ）の生成機能
- ✓ GeoJSON 気象データのクラウドアップロード機能
- ✓ 運用管理機能（以下を含む）
  - クラウドにアップするファイル指定機能
  - 定期実行および手動実行を可能とするスケジューリング機能
  - 処理ログの出力およびエラー通知機能

#### 3.2. 運用環境の整備

3.1 節で開発されたプログラムを用いて、GeoJSON 気象データをデータプラットフォーム上で安定的に運用・活用するため、以下の環境を整備する。なお、ストレージおよびそ

れと接続された PC 等の物理マシンは、監督職員が準備するものを使用すること。

- ✓ プログラム実行基盤の準備
- ✓ ストレージとの接続設定
- ✓ クラウドデータプラットフォームへの連携確認
- ✓ スケジューラ等を用いた定期実行環境の設定
- ✓ 実行ログ・エラー通知等の監視機能の動作確認
- ✓ 上記の内容に基づいた運用手順書の作成

### 3.3. 運用テスト

海技研内に実際の運用を想定した検証環境を構築し、当該環境において本プログラムの動作テストを実施すること。また、テスト結果を整理し担当職員に報告すること。検証環境は、実運用環境として使用すること前提とする。

### 3.4. その他

3.1 節の GPV データ処理プログラムは、以下の要件を満たすこと。

- ✓ 開発言語は Visual Studio 2022 (C#) とすること。ただし各種ライブラリは Python 等の汎用ツールの使用を可能とする。
- ✓ 対応 OS は Windows 11 以上とすること。

## 4. その他

- ① 今後の改修を考慮し、本仕様にて開発するプログラムのソースコードに対し適宜必要なコメント等を記載し、明瞭な関数名や変数名を定めること。
- ② 本仕様の製作やテストにおいて海技研のアカウント上に構築された VM 等の Azure の使用料については海技研が負担する。
- ③ 受注者は、本件で開発したシステム（ソースコードを含む）を複製、改変、販売する権利を海上技術安全研究所に譲渡すること。ただし、本システムを構成するプログラムの内、受注者が既に開発済みのプログラムであって本システムを構成するために使用したプログラムについては、これを明示した上で、必要な期間の無償使用権を海技研に提供すること。
- ④ 受注者は、本契約に係る業務で知り得た情報は全て、いかなる場合でも、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ⑤ 受注者は、本契約に係る業務で知り得た情報は全て、当該業務の終了後においても、当該業務に関わる者以外には漏えいしないこと。
- ⑥ 受注者は、本契約に係る業務で知り得た情報は全て、当該業務の終了時に監督職員に返却するか、抹消または廃棄してその旨を監督職員に報告すること。
- ⑦ 受注者は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティを確保するための体制を整備し、監督職員に報告すること。
- ⑧ 受注者は、監督職員が意図しない変更を本契約に係る業務に加える等の不正を行わな

いたための管理体制を整備し、かつ、監督職員の指示があれば、当該体制に関する情報を提供すること。

- ⑨ 受注者は、本契約に係る業務に関わる全ての者（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わない）の所属、実績（経験年数、資格等）及び国籍に関する情報を、監督職員に提供すること。
- ⑩ 受注者は、本契約に係る業務で不正が発見された場合に、監督職員と連携して原因を調査・排除できる体制を整備し、かつ、監督職員の指示があれば、当該体制に関する情報を提供すること。
- ⑪ 受注者は、監督職員が指定する方法で、本契約に係る業務で実施した情報セキュリティ対策の履行状況を確認し、監督職員に報告すること。
- ⑫ 受注者は、監督職員が情報セキュリティ対策の履行は不十分と判断した場合、監督職員の指示にしたがって、情報セキュリティ対策を改善すること。
- ⑬ 受注者は、本契約に係る業務を再委託により第三者に行わせてはならない。
- ⑭ 受注者は、開発する情報システムに以下のセキュリティ機能を持たせること。
  - ・開発するソフトウェアへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能
  - ・開発するソフトウェアに対する不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等への対策機能
  - ・開発するソフトウェアにおけるセキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能
- ⑮ 受注者は、構築する情報システムに関して次の脆弱性対策を実施すること。
  - ・構築する情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
  - ・脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
  - ・把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに關して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に発注者に報告すること。
- ⑯ 受注者は、本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害されまたはそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
  - ・受注者に提供またはアクセスを認める発注者の情報について、外部への漏えい及び目的外利用を行うこと
  - ・受注者の者による発注者のその他の情報へのアクセス
- ⑰ 受注者は、本開発を実施するにあたり海技研と随時協議打合せを行うなどして本開発の的確な実施を図り、本開発の目的が実現されるよう努めなければならない。
- ⑱ 本仕様書に定めのない事態が生じた場合、本仕様書により難しい事態が生じた場合又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、受注者は監督職員と協議して処理しなければならない。

## 5. 納品物

以下の成果物を納品すること。なお、仕様を満たすソースコードおよびプログラム実行ファイルを CD-R 等で納入するとともに、3.3 で構築した運用環境を海技研内に整備し、使用方法の説明を行うこと。

- ・ ソースコードおよびプログラム実行ファイル
- ・ 運用マニュアルまたは手順書（印刷物および電子ファイル）

## 6. 納期

2025 年 9 月 30 日

## 7. 納品場所

東京都三鷹市新川 6-3 8-1 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所

## 8. 監督事項

実施に当たっては適宜監督職員（海洋リスク評価系 三宅 里奈）の指示のもとで作業を進めること。

## 9. 検査事項

検収は検査職員が仕様に基づき検査を行うものとする。

## 10. 保証事項

開発後 1 年間は保証期間とし、この間に発生した開発者の責による不具合については無償で改修を行うこと。

以上